

公 告

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和8年1月13日

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 馬場 一郎

1 公募内容

(1) 事業名

令和8年度特定技能指導員講習業務

(2) 事業の趣旨

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）では、障害者の雇用に関する技術的事項についての講習の業務等を実施しているが、現在、福祉的就労から一般雇用への移行促進を図るため、より重度又は多様な障害特性への対応が求められる中、障害者を雇用する事業主が抱える課題はより高度なものとなり、その解決のための技術的支援の必要性が一層高まっている。一方、障害者の就労を技術的に支援するための情報機器技術等の進歩については、視覚障害者向けをはじめとして著しいが、その活用等に関しては一定のノウハウが必要である。

本事業は、このような専門性の高い課題に対応するため、事業主が視覚障害者の雇用において抱える課題に対する技術的な解決方法を踏まえた講習等の実施について、視覚障害者の雇用の促進等に積極的に取り組む事業主団体又はその他の専門機関等（以下「団体等」という。）に対し委託するものである。

具体的には、視覚障害者を雇用している又は雇用を予定している事業所の事業主及び当該事業所で視覚障害者の指導を担当する者等を対象とした、視覚障害者用情報機器技術関連等に関する講習及び雇用管理のために必要な相談の実施を通じ、当該機器の最新知識や、当該機器の活用のための視覚障害者への指導ノウハウ、さらには一層の有効活用を図るための実践的手法の提供等に努めることによって、視覚障害者の雇用の促進及び職業の安定に資することを目的とする。

(3) 事業の内容

公募説明書による。

2 公募の参加に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和8年2月3日現在において、令和7・8・9年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等」で「A」、「B」または「C」等級に格付けされている者であること。

- (4) 令和8年2月3日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (6) 令和8年2月3日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- (7) その他、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約担当役理事が次に定める資格要件を満たすことを証明した者であること。
 - イ 仕様書4に示した要件を満たす者であること。

3 公募説明書等の交付

公募説明書及び仕様書は、本公告の日から公募内容等の条件を満たす旨の意思表示提出期限の日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

- (1) 宛先はkeiyaku@jeed.go.jpとすること。
- (2) 件名は『「令和8年度特定技能指導員講習業務」公募説明書の送付依頼』とすること。
- (3) 本文には、会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示の提出期限

令和8年2月3日 午後4時

5 その他

上記4の意思表示が複数ある等の場合は、後日、一般競争入札を行うものとする。